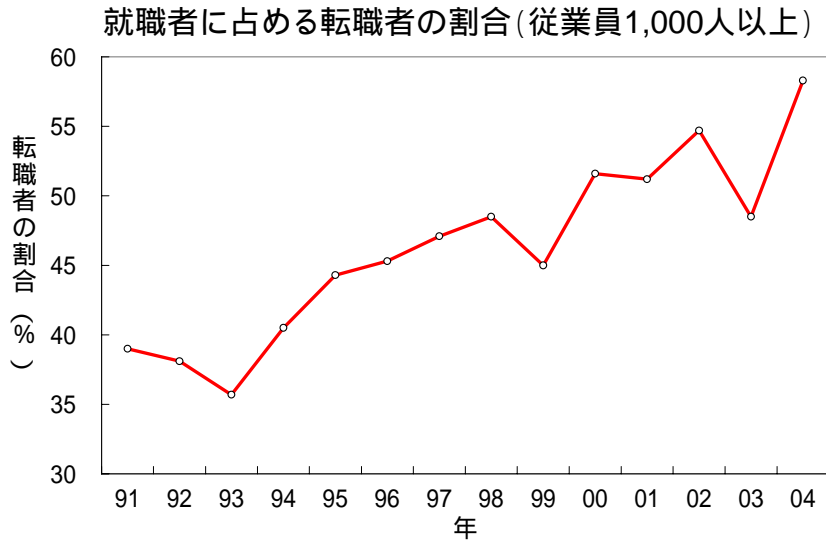


我が国における 技術流出及び管理の実態について

平成19年6月
経済産業省

➡ 転職者の増加

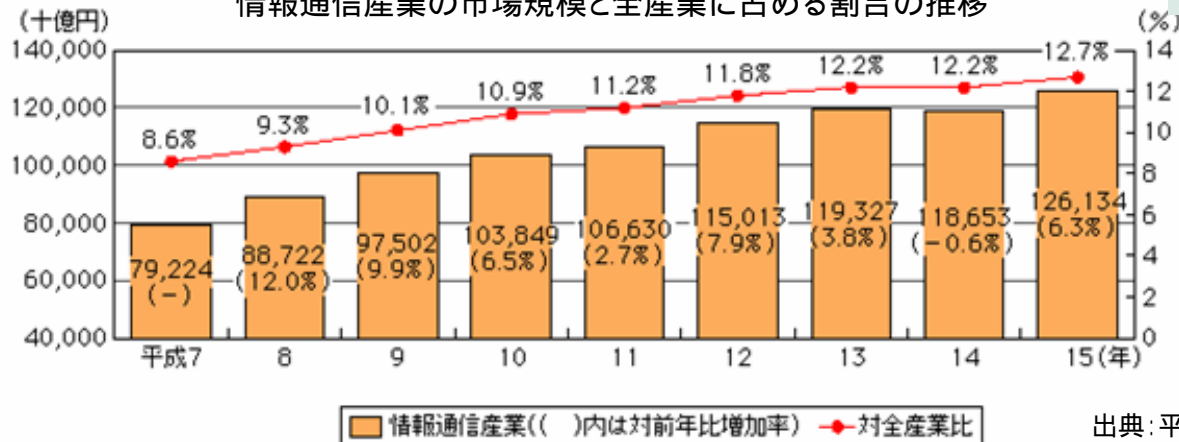


出典: 雇用動向調査



➡ ITの進展

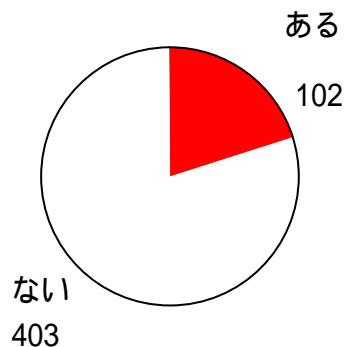
情報通信産業の市場規模と全産業に占める割合の推移



出典: 平成17年版情報通信白書

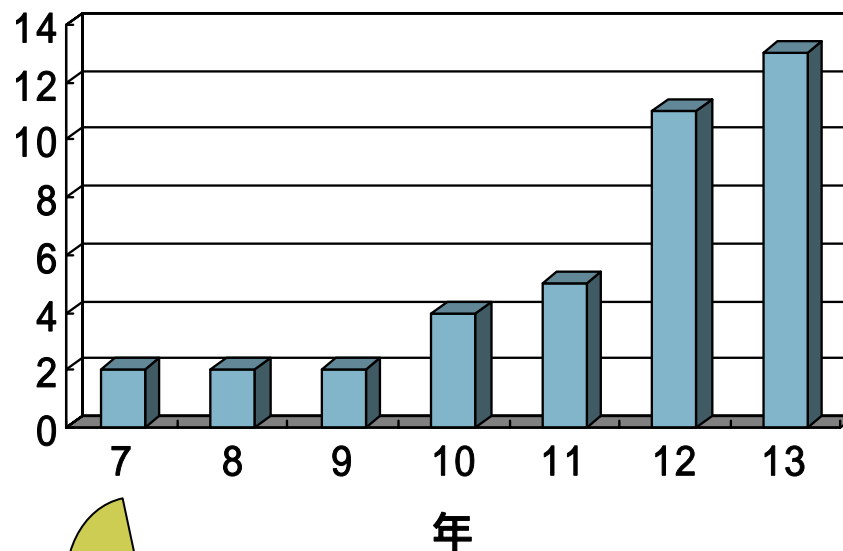
- ▶ 営業秘密が絡んだトラブルが増加。
- ▶ その中でも、**退職者**等が絡んだ営業秘密侵害が深刻に。

Q. 貴社において、貴社の保有する企業情報に関して、貴社従業員その他との間でトラブルとなったケースはあるか。

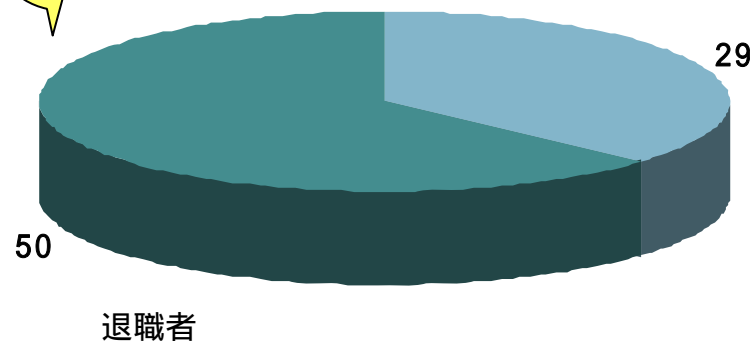


(日本知的財産協会及び経営法友会所属企業へのアンケート調査。数字は延べ回答数。平成13年11月経済産業省集計。)

営業秘密に係る民事訴訟件数が増加している。



営業秘密侵害事件(全79件)中、退職者がらみが過半を占める。

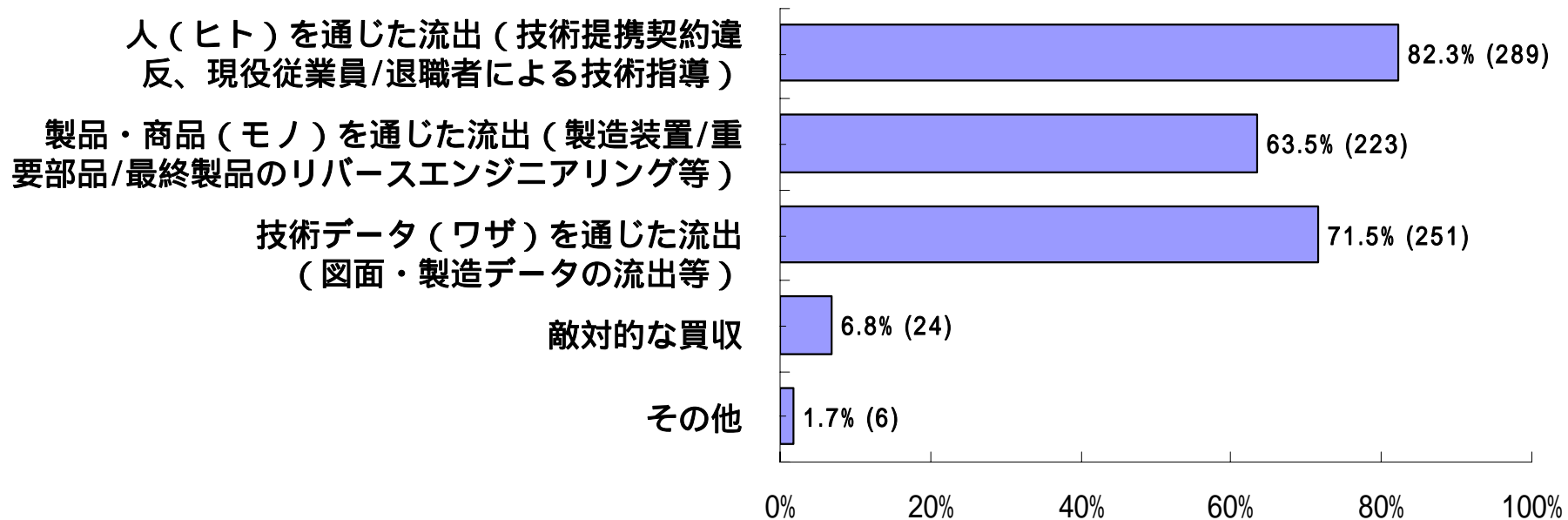


具体的な事例

- 外国企業とのJVで開発していた触媒の作り方について、ノウハウを身につけた従業員が退職し、秘密保持契約に反して転職先でノウハウを漏らした疑いがある。
- 月曜朝の関空国際線到着ロビーで、当社の従業員が帰国したところを目撃した。アルバイトで外国の競合企業に技術指導に行っているのではないか。
- 日本国内に生産拠点を持たない外国企業が東京近郊に「デザインセンター」を設置し、リストラで早期退職した社員を大量に雇用している。毎日出勤する必要はないらしいが、2年たってノウハウを吸い取ったら解雇されると聞く。
- コンピュータの周辺機器の販売担当部長が退職時に部下を引き抜くとともに、退職直前にメインフレームの稼働リストをプリントアウトして持ち出した。
- 生産部門の責任者である事業部長が外国企業に移籍し、その部下数名も移籍。その後の外国企業の開発・実用化のスピードをみるに、この元部長らが退職時に営業秘密が記録されたデータ等を持ち出したとしか考えられない。



➤ 貴社の競争力の源泉の外部への流出に関して主にどのようなリスクを感じていますか。

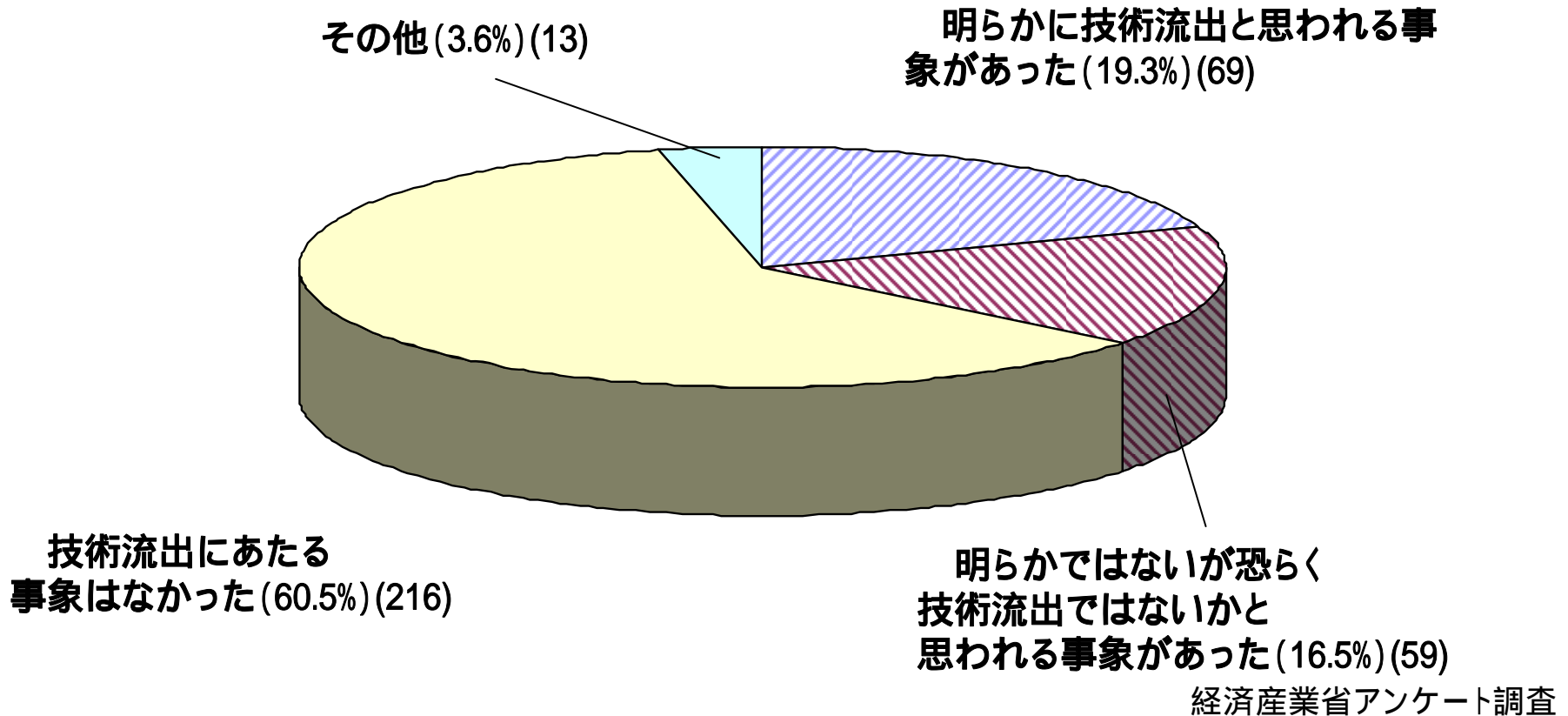


経済産業省アンケート調査(平成18年8月~10月)

対象企業: 製造業関係企業625社にアンケートを依頼。回収企業数 357件 回収率 57.1% 以下同じ

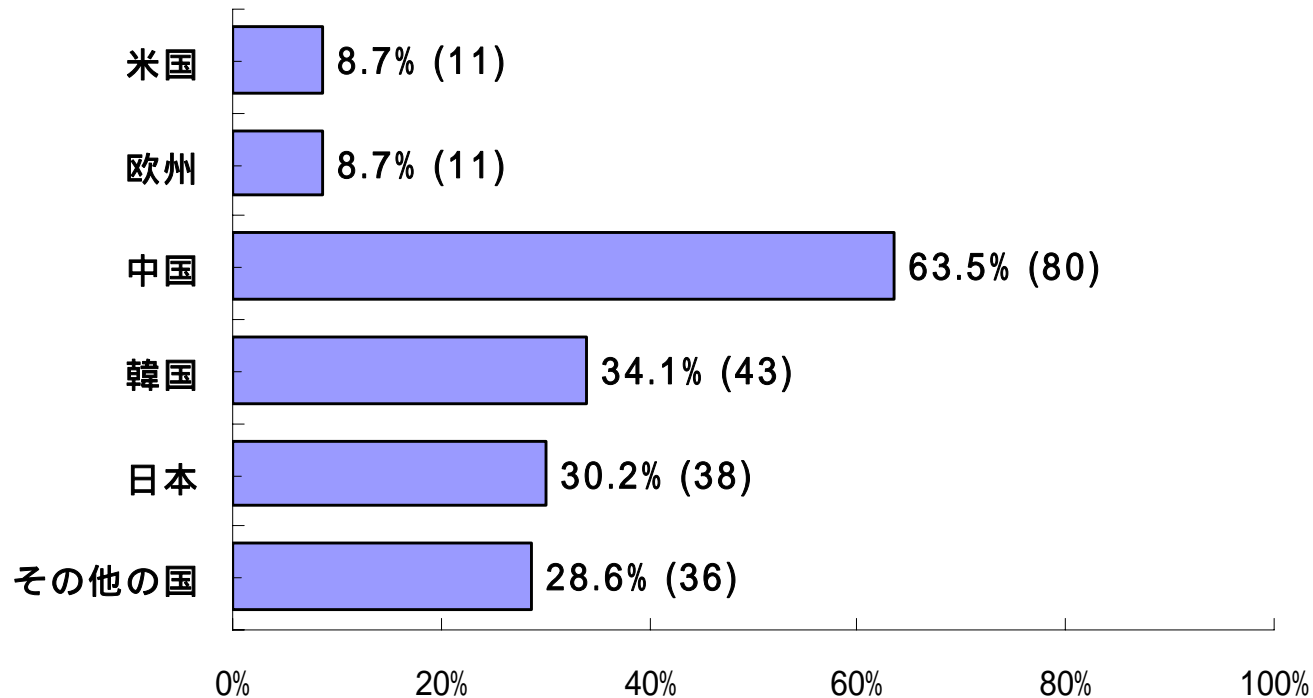
- ・ ヒト、モノ、ワザ、全てにおいて、技術流出のリスクがあると感じている。
- ・ 買収による技術流出については、約7%の企業がリスクを感じている。

➤ 貴社において国内又は海外で技術流出が発生したことはありますか。



・ 35%以上の製造関係企業が技術流出があったと回答。

➤ どこで(又はどこへ)技術流出が発生しましたか(発生したと考えられますか)。



その他の国は、台湾・ロシア・シンガポール・マレーシア・オーストラリア等

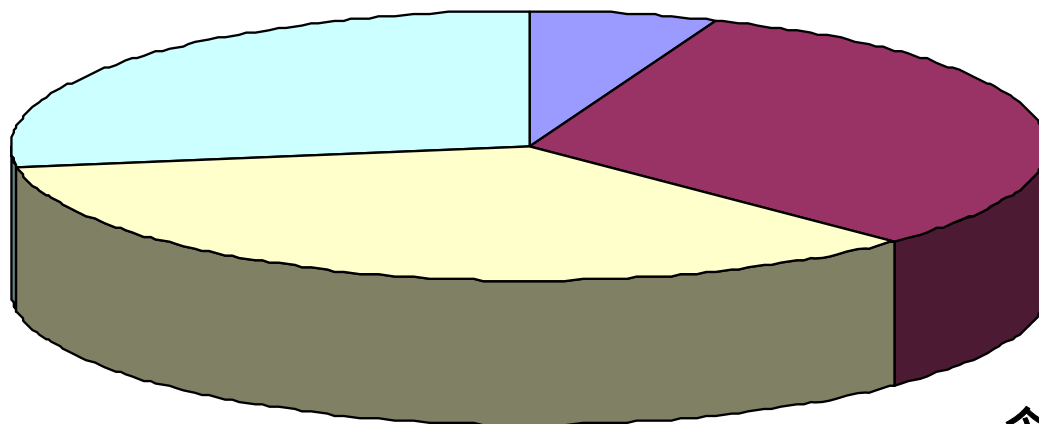
経済産業省アンケート調査

・ 流出先としては、中国が6割以上。次いで韓国、日本の国内他企業も3割存在。

➤流出した技術はどのような技術ですか。

すでに主要競合企業の間では、
スタンダードとなっている汎用技術
(27.6%)(34)

今後の中期的な技術戦略にも
影響を与える重要先端技術
(5.7%)(7)



現時点では重要技術であるが
1, 2年のうちにキャッチアップが
予想された技術 (35.0%)(43)

今後の中期的な技術戦
略にも影響を与える重
要基盤技術 (31.7%)(39)

経済産業省アンケート調査

・重要技術が流出したと回答した企業は37%も存在。

➤ 流出する技術は、3つの要素に分解される。

ヒトが修得した技術

: 熟練技能者の製造ノウハウ、技術者が持つ設計ノウハウ、開発者のコンセプト・発想力 等

モノに化体した技術

: 製品や部品、製造装置等の形や組成等に化体した技術

図面・書類・データで表される技術(技術データ)

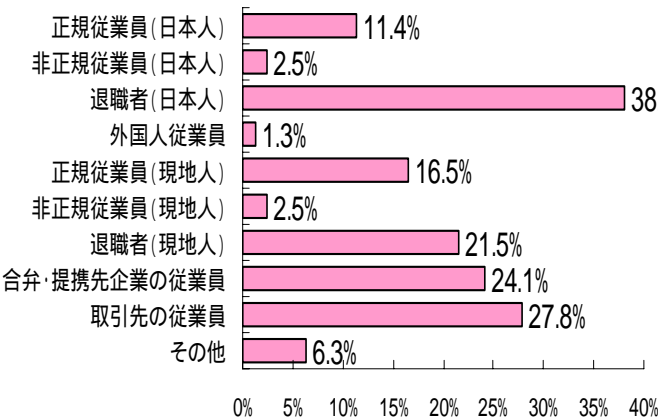
: 図面や書類に記された技術 情報や電子ファイルにデータ化された技術情報

【それぞれの技術の流出形態】

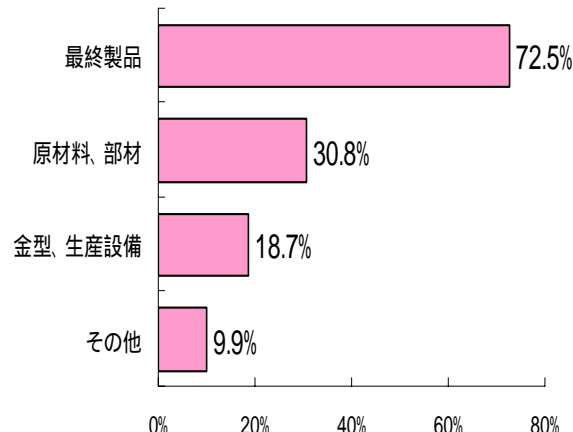
経済産業省アンケート調査

通常は、これらの技術が、単独もしくは複合で技術流出が起こるが、複合的に技術が流出すると(例えば、ヒトの技術とその他の技術が同時に流出)、企業にとっての被害がより大きくなる。

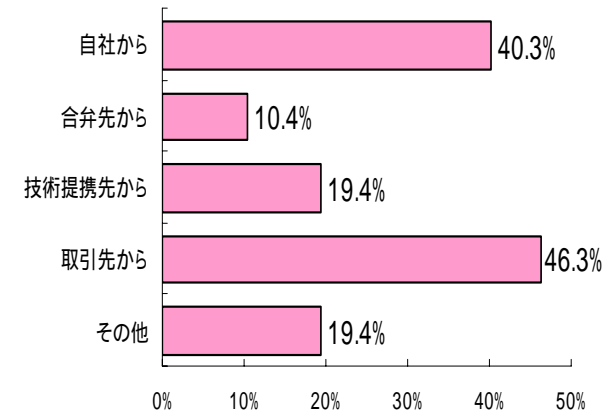
(ヒトが修得した技術)



(モノの化体した技術)

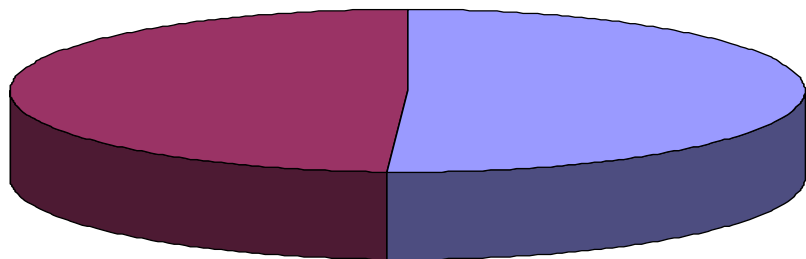


(技術データ)



・モノ・ヒト・技術データを通じた流出の順に満遍なく発生。

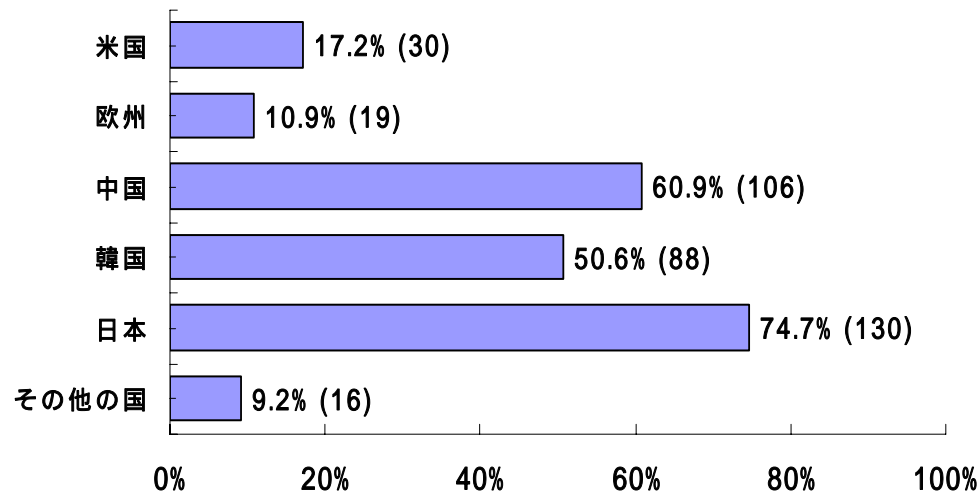
➤ コア人材の引き抜きに脅威を感じていますか。



あまり感じていない
(49.1%)(171)

常に感じている
(50.9%)(177)

➤ どの国・地域からの引き抜きの脅威を感じますか。

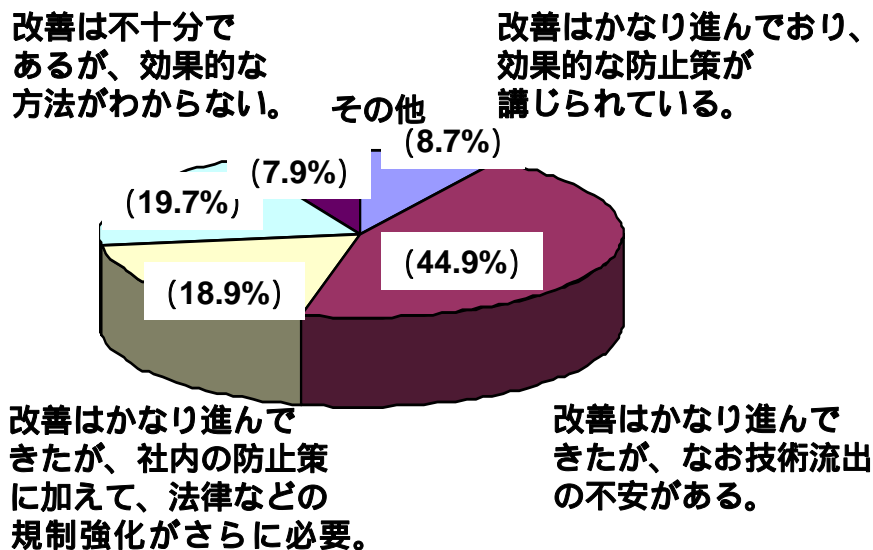


経済産業省アンケート調査

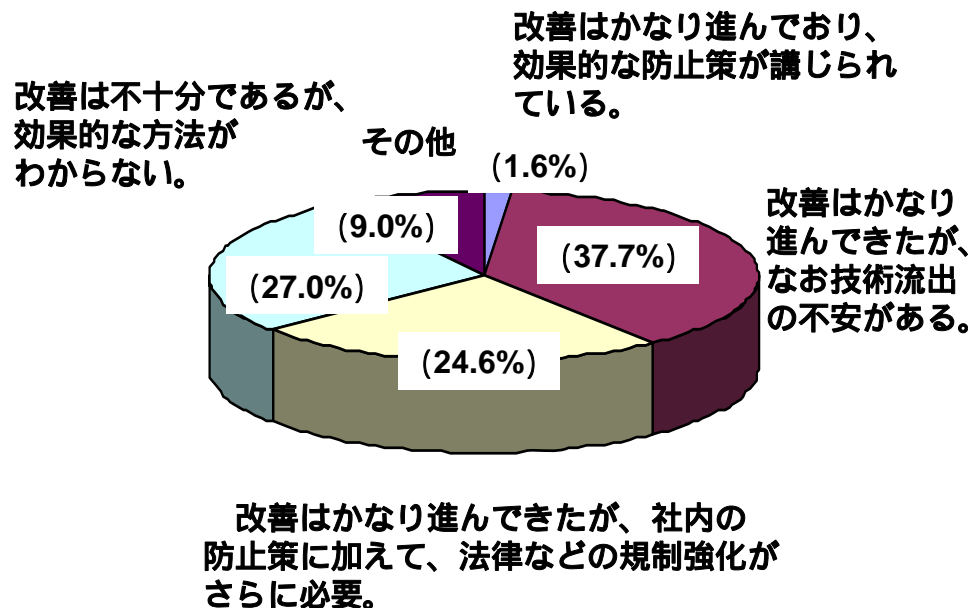
- ・ コア人材の引き抜きに半数の企業が脅威を感じている。
- ・ 国内の他企業への流出の懸念と並んで中国、韓国について、高い脅威を感じている。

- 国内外事業所ともに、再発防止策は過半数の企業で進んでいる一方、約4割の企業はなお技術流出の不安があると回答している。
- また、効果的な方法が分からないという企業も約2割おり、さらに法律などの規制強化が必要との意見を約2割の企業が主張している。

(国内事業所)



(海外事業所・現地法人)



目的

事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

不正競争行為等の定義

刑事的措置あり

刑事的措置のみ

周知な商品等表示の
混同惹起

著名な商品等表示の
冒用

商品形態の模倣

営業秘密の侵害

技術的制限手段を解
除する製品等の販売

ドメインネームの不正
取得

原産地、品質等の誤
認惹起表示

信用毀損行為

代理人等の商標冒用
行為

外国国旗、紋章等の
不正使用

国際機関の標章の不
正使用

外国公務員贈賄

措置の内容

刑事的措置

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

罰則(21条)

第1項;営業秘密侵害罪:10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金(併科可)

第2項;その他の侵害罪:5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科可)

法人処罰(22条)

営業秘密侵害罪の一部とその他の侵害罪の全部
3億円以下の罰金

国外での行為に対する処罰(21条4項・5項・6項)
(営業秘密侵害罪、外国公務員贈賄罪)

民事的措置

差止請求権(3条)

損害賠償請求権(4条)

損害額の推定等(5条等)

書類提出命令(7条)

営業秘密の民事訴訟上の保護(10条等)

(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)

信用回復の措置(14条)

平成2年	不正競争防止法の改正 営業秘密の不正取得・使用・開示行為について <u>民事的保護(差止請求、損害賠償請求等)導入</u>
平成14年7月	金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針を発表
平成15年1月	「営業秘密管理指針」策定・公表
平成15年3月	「技術流出防止指針」策定・公表
平成15年5月	不正競争防止法の改正 営業秘密の不正使用・開示行為等について、 <u>刑事罰を導入</u> (3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)
平成16年4月	「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」作成
平成17年6月	不正競争防止法の改正 <u>刑事的保護の強化</u> ・ <u>罰則の引き上げ</u> (5年以下の懲役、500万円以下の罰金。又はその併科。) ・営業秘密の <u>国外への使用・開示行為</u> について刑事罰を導入 ・一定の条件のもと、 <u>退職者が営業秘密を不正に使用開示した行為に刑事罰を導入</u> ・ <u>法人処罰の導入</u> (1億5千万円以下の罰金)
平成17年10月	「営業秘密管理指針」の改訂・公表
平成18年6月	不正競争防止法の改正 <u>刑事的保護の強化</u> ・ <u>罰則の引き上げ</u> (10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金。又はその併科。) (法人処罰3億円以下)

平成17年不正競争防止法の改正の概要

(成立 平成17年6月22日 公布 平成17年6月29日 施行 平成17年11月1日)

グローバルな競争が激化する中で、企業が中期的にその競争力を維持していくためには、企業がそれぞれに持つ強みを維持・強化し、供給・開発・販売力等において他社の追従を許さないことが鍵となり、我が国の知的財産保護を強化することが不可欠。

営業秘密の侵害行為や模倣品・海賊版によるブランド価値等の侵害行為に対する措置を拡充し、適正な競争環境を維持するために、不正競争防止法等を改正。

営業秘密の保護強化

営業秘密の国外使用・開示処罰の導入

日本国内で管理されている営業秘密について、日本国外で使用又は開示した者を処罰の対象とした。
営業秘密が関係する民事訴訟における裁判所の秘密保持命令に日本国外で違反した者を処罰の対象とした。

退職者の処罰の導入

元役員・元従業員による媒体取得・複製を伴わない営業秘密の不正使用・開示について、在職中に申し込みや請託があるようなケースを処罰の対象とした。

法人処罰の導入

営業秘密にアクセスする権限がない者が行った営業秘密侵害罪の犯人の属する法人について、法人処罰(1億5,000万円以下の罰金)を導入した。

罰則の見直し

不正競争防止法違反の罪について、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金から、原則として、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に引き上げるとともに、懲役刑と罰金刑の併科規定を導入した。

模倣品・海賊版対策

著名表示の冒用行為への刑事罰の導入

他人の著名なブランド名などを勝手に自己の商品・サービスに付して販売等する行為を刑事罰の対象とした。

商品形態模倣行為への刑事罰の導入

他人の商品の形態と実質的に同一の形態のコピー商品を販売等する行為を刑事罰の対象とした。

水際措置の導入(関税定率法)

上記の著名表示冒用物品、商品形態模倣物品及び他人の周知な表示を冒用し、需要者に混同を生じさせる物品を税関での水際差止措置の対象に加えた。
なお、税関が水際において迅速・適正に侵害の該否を判断できるよう、経済産業大臣への意見照会制度を導入した。

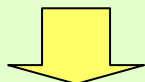
(成立 平成18年6月1日 公布 平成18年6月7日 施行 平成19年1月1日)

グローバルな競争が激化する中で、企業が中期的にその競争力を維持していくためには、企業がそれぞれに持つ強みを維持・強化し、供給・開発・販売力等において他社の追随を許さないことが鍵となり、我が国の知的財産保護を強化することが不可欠。

営業秘密侵害罪の罰則強化

(特許権侵害罪の罰則強化)

営業秘密には、本来特許権と同様の有用性・非公知性をもった情報であるにもかかわらず、公開に馴染まないこと、営業上の情報であること等の理由により特許権化されない情報が保護の対象であることから、同様に引き上げる必要。

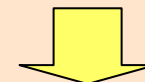


「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」
「**10年**以下の懲役又は**1000万円**以下の罰金」に引き上げ。
法人処罰「1億5000万円以下の罰金」
法人処罰「**3億円**以下の罰金」に引き上げ。

商品形態模倣行為罪の罰則強化

(意匠権侵害罪の罰則強化)

工業デザインの保護として意匠法による保護と密接に関連する商品形態模倣行為罪の罰則も意匠法を相互補完する観点から同様に引き上げる必要。



「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」
「**5年**以下の懲役又は**500万円**以下の罰金」に引き上げ。
法人処罰「1億円以下の罰金」
法人処罰「**3億円**以下の罰金」に引き上げ。

法人処罰の公訴時効期間の延長

不正競争防止法の犯罪は、典型的には、個人の利得よりも法人の業務を利用する意図で犯されることを想定しており、企業のために行為した従業者に対する公訴時効期間が、企業に対するそれより長いことは実質的に不公平である。



法人等に罰金刑を科する場合における時効の期間は、その基となった罪の時効期間による旨を規定。

営業秘密の管理の意義

- 自社にとって大事な情報を、大切に保護すること
- 自社の従業員が、他社の営業秘密を侵害しないこと
- いずれも、企業と従業員とが共通の意識を持って取り組むこと

営業秘密の3要件

- 秘密管理性
- 有用性
- 非公知性

営業秘密を保護するための管理のあり方

- 民事判例を基に、不正競争防止法による保護を受けるために最低限満たすことが必要と考えられる「ミニマムの水準」を提示
- より実効性の高い管理水準として「望ましい水準」を提示。具体策について企業の実務とのすり合わせが重要



- 営業秘密の不正な取得・使用・開示行為に対し、差止め、損害賠償、信用回復措置の請求が可能

営業秘密の民事的保護

営業秘密の刑事的保護

- 営業秘密の不正な取得・使用・開示行為のうち、悪質な行為は、刑事罰の対象
- 国外犯も、刑事罰の対象
- 行為者のみでなくその者が所属する法人も処罰の対象